

## 議案第 7 1 号

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

### さいたま市消防団条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 8 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 1 4 条関係）		別表（第 1 4 条関係）	
区分	報酬額（年額）	区分	報酬額（年額）
[略]		[略]	
消防班長	<u>3 7, 0 0 0 円</u>	消防班長	<u>3 3, 0 0 0 円</u>
消防団員	<u>3 6, 5 0 0 円</u>	消防団員	<u>3 1, 0 0 0 円</u>

### 附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。